.2　安全区域は、旅客及び乗組員の健康が維持されることを確保するため、次の基本的な便益をすべての乗員に提供する。
.1　衛生
　水
　食料
　医療のための代替区域
.2　天候からの保護
　発熱及び体温低下を防ぐ手段
　照明
.3　通風
.3　通風の設計は、煙及び高温ガスが安全区域の使用に影響を及ぼすおそれのある危険を減ずるものでなければならない。
.4　救命設備への通行手段は、主垂直区域が内部の通過に利用することができなくなるおそれがあることを考慮して、安全区域として特定され、又は使用される各区域から確保されなければならない。
5.2　医療のための代替区域
　医療のための代替区域は、主管庁が認めることができる基準に適合するものとする。

第二十二規則　火災後に引き続き動作可能な装置についての設計基準

1　適用
　二千十年七月一日以後に建造された旅客船であつて第二―一章第二規則5に定義する長さが百二十メートル以上であり、又は三以上の主垂直区域を有するものは、この第二十二規則に適合するものとする。
2　目的
　この第二十二規則は、この章の第二十一規則3に規定する海難の基準がその基準を超える場合に、秩序ある避難及び船舶の放棄を支援するために引き続き動作可能であることが要求される装置についての設計基準を定めることを目的とする。
3　装置
3.1　いかなる一の主垂直区域も火災によつて使用することができない場合において、次の装置は、引き続き動作可能であるように配置され、及び隔離されなければならない。
.2.1　消火主管
.2　船内通信（旅客及び乗組員への通報並びにこれらの者の避難のために必要な消火を補助するためのもの）
.3　船外通信手段
.4.3　消火水の排水のためのビルジ装置
.5.4　招集場所及び乗艇場所における脱出経路に沿つた照明
.6.5　避難のための誘導装置で利用可能なもの
3.2　3.1に規定する装置は、使用することができない主垂直区域の外側には損傷がないとの仮定に基づいて少なくとも三時間運用することができるものでなければならない。これらの装置は、利用することができない主垂直区域内においては作動し続けることを要求されない。
3.3　「A―六〇」級基準に従つて建造されたトランク内のケーブル及び管系は、3.1の規定の適用上、使用することができない主垂直区域を通過する間、引き続き損傷しておらず、かつ、使用可能なものとみなされる。ケーブル及び管系についての保護の同等の程度については、主管庁が承認することができる。

第二十三規則　旅客船における安全センター

1　適用
　二千十年七月一日以後に建造された旅客船は、この第二十三規則の要件に適合する安全センターを船舶内に有するものとする。
2　目的
　この第二十三規則は、緊急の場合の管理を支援するための区域を提供することを目的とする。
3　位置及び配置
　安全センターは、緊急の事態の管理が当直職員の航行上の任務を妨げることなく行われることができるように、船橋の一部であり、又は船橋に隣接し、及び船橋に直接通ずる独立した区域に位置しなければならない。
4　設備配置及び人間工学上の設計
　安全センターの設備配置及び人間工学上の設計については、国際海事機関が作成する指針を考慮に入れる。
5　通信
　安全センター、中央制御場所、船橋、機関制御室、消火装置のための格納室及び消防設備用ロッカーの間の通信手段を備える。
6　安全装置の制御及び監視
　条約において定める要件にもかかわらず、次に掲げる安全装置の完全な性能（運用、制御、監視又はこれらの組合せとして要求されるもの）は、安全センターにおいて利用可能なものでなければならない。
.1　すべての動力式通風装置
.2　防火戸
.3　一般非常警報装置
.4　船内通報装置
.5　電気駆動式避難誘導装置
.6　水密戸及び準水密戸
.7　舷（げん）門の戸、載貨門の戸その他の閉鎖装置の表示器
.8　インナー・バウ・ドア、アウター・バウ・ドア、スターン・ドアその他のいかなる船側外板の戸からの漏水
.9　テレビ監視装置
.10　火災探知警報装置
.11　固定式局所消火装置
.12　スプリンクラ及びこれと同等の装置
.13　機関区域のための水系消火装置
.14　乗組員招集警報
.15　アトリウムの排煙装置
.16　浸水探知装置
.17　消化ポンプ及び非常用消火ポンプ

六十　第三章第四規則3を次のように改める。（平成二十二年七月一日効力発生）

3　主管庁は、新型式救命設備に承認を与えるに先立ち、次のことを確保しなければならない。
.1　当該救命設備がこの章及びコードの要件と少なくとも同等の安全水準を備え、国際海事機関が作成する指針に従つて評価され、かつ、試験されること。
.2　当該救命設備がこの章の第三十八規則の規定に従つて工学的解析、評価及び承認を成功裡（り）に受けたこと。